

令和3年7月19日
令和3年8月20日更新

レストランをご利用になられる皆様へ

国立大洲青少年交流の家森のレストラン
エムエフエス株式会社大洲店
店長 松本 貴吉

レストランご利用キャンセルの際のお取扱いについて

平素は当レストランをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、レストランご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、新たに取
り決めさせていただきましたのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生し
ており、当レストランとしても利用者様のご事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、
今後もコロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、利用者様がやむを得ずキャンセルされる場合にも
事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当レストランのサービス維持と安定的な運
営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通りとさせていただきますので、当レストラン
をご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を
賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ご予約の全日程をキャンセルされる場合は、入所日の1週間前〔例えば金曜日に入所の場合は、そ
の前週の金曜日〕の17時までにご連絡をお願いいたします。入所日の1週間前までにキャンセル
のご連絡がない場合は、キャンセル料として、レストラン食（レストランでの食事）については
『ご予約いただいたレストラン食(特別食・野外炊飯・弁当を除く)に係る料金の30%』を徴収さ
せていただきます。但し、レストラン食について1人あたり2食以下のご予約の場合は、入所日の
1食目のキャンセル料金を徴収させていただきます。
レストラン食以外（特別食・野外炊飯・弁当等）については、キャンセル連絡時点でかかった実
費分の料金を徴収させていただきます。
- この新たなキャンセル料は、全日程の利用をキャンセルする場合が対象となります。
食数変更や日程短縮（例：2泊3日→1泊2日）、日程変更（例：7/15～16⇒8/15～16）は、本
キャンセル料の徴収対象となりません。（ただし、食数の変更につきましては、変更期限がありま
すのでご注意ください。期限を過ぎますと変更分の料金を徴収させていただきます。）
- この新たなキャンセル料の取扱いは、令和3年7月20日（火）から適用させていただきます。
- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。（ただし、ご予約

約のキャンセルのご連絡はお願いいたします。)

(1) 利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等(愛媛県の場合は感染対策期)が入所日の1週間前を経過した後に発令された場合。

(2) 天災等、利用者様に責任のないこと(不可抗力)を理由としてのキャンセルの場合。

ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルでも(1)、(2)の場合以外は、キャンセル料のご負担が発生します。

なお、上記に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

お問い合わせ先

国立大洲青少年交流の家森のレストラン

エムエフエス株式会社大洲店

TEL 0893-24-6504 (8:30~11:00、13:30~17:00)

FAX 0893-24-6531

【参考】食事数等の変更期限一覧

変更内容		変更最終期限 (※ご利用日から起算します)	
		変更数 10 食未満	変更数 10 食以上
レストラン食 (レストランでの食事)	食数の変更	前日 10 時まで	1 週間前 17 時まで
	全日程キャンセル	1 週間前 17 時まで	
弁当・補食	数量の変更	5 日前 10 時まで	
	全日程キャンセル	5 日前 10 時まで	
特別食	数量の変更	前日 10 時まで	5 日前 10 時まで
	全日程キャンセル	5 日前 10 時まで	
野外炊飯	人数の変更 (班数変更含む)	3 日前 10 時まで	5 日前 10 時まで
	全日程キャンセル	5 日前 10 時まで	
飲み物等	数量の変更	当日 10 時まで	3 日前 10 時まで
メニューの変更手続き ※野外炊飯のメニュー内容の変更 ※野外炊飯からレストラン食へ変更		10 日前の 10 時まで	